

阿賀野市告示第47号

阿賀野市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月6日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市福祉タクシー利用助成事業実施要綱（平成16年阿賀野市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「福祉タクシー利用助成事業委託契約書」を「阿賀野市福祉タクシー利用助成事業・阿賀野市人工透析通院費助成事業委託契約書」に改める。

第1号様式中「阿賀野市福祉タクシー利用助成事業委託契約書」を「阿賀野市福祉タクシー利用助成事業・阿賀野市人工透析通院費助成事業委託契約書」に、「阿賀野市福祉タクシー利用助成事業（以下「事業」という。）」を「阿賀野市福祉タクシー利用助成事業・阿賀野市人工透析通院費助成事業（以下「事業」という。）」に、「阿賀野市長（以下「発注者」という。）」を「阿賀野市（以下「発注者」という。）」に、「阿賀野市福祉タクシー利用助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）」を「阿賀野市福祉タクシー利用助成事業実施要綱又は阿賀野市人工透析通院費助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）」に、「受注者の福祉タクシー」を「受注者のタクシー」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。